

## 静岡県公安委員会規程第14号

地域交通安全活動推進委員制度に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月12日

静岡県公安委員会委員長 松永由弥子

### 地域交通安全活動推進委員制度に関する規程の一部を改正する規程

地域交通安全活動推進委員制度に関する規程（平成2年静岡県公安委員会規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(推進委員の委嘱)	(推進委員の委嘱)
<b>第3条</b> 法第108条の30に規定する協議会が組織される区域を管轄する警察署長は、管轄区域に居住し、又は勤務する者で、法第108条の29第1項各号に掲げる委嘱の要件を満たす者うちから推進委員として適任と認められる者を推薦する場合は、「地域交通安全活動推進委員推薦書」（様式第1号）により、 <u>県本部交通企画課長</u> （以下「交通企画課長」という。）を経由して行うものとする。	<b>第3条</b> 法第108条の30に規定する協議会が組織される区域を管轄する警察署長は、管轄区域に居住し、又は勤務する者で、法第108条の29第1項各号に掲げる委嘱の要件を満たす者うちから推進委員として適任と認められる者を推薦する場合は、「地域交通安全活動推進委員推薦書」（様式第1号）により、 <u>静岡県警察本部交通企画課長</u> （以下「交通企画課長」という。）を経由して行うものとする。
2 (略)	2 (略)
3 交通企画課長は、推進委員が委嘱されたときは、推進委員の氏名等について <u>公示の手続きを探るもの</u> とする。	3 交通企画課長は、推進委員が委嘱されたときは、 <u>規則第1条第2項の規定により推進委員の氏名等について、インターネットの利用その他の方法により公表する</u> ものとする。
4 (略) (人員)	4 (略) (人員)
<b>第4条</b> 協議会が組織される区域の推進委員の人員は、 <u>本部長</u> が別に定めるものとする。	<b>第4条</b> 協議会が組織される区域の推進委員の人員は、 <u>静岡県警察本部長</u> が別に定めるものとする。
(推進委員の解嘱等)	(推進委員の解嘱等)
<b>第12条</b> (略)	<b>第12条</b> (略)
2 公安委員会が解嘱上申を受理したときは、規則第10条の規定により、推進委員の所在が不明のときを除き、「通知書」（様式第6号）により、あらかじめ理由を通知して当該推進委員に弁明の機会を与えなければならぬ	2 <u>静岡県公安委員会</u> （以下「 <u>公安委員会</u> 」といふ。）が解嘱上申を受理したときは、規則第10条の規定により、推進委員の所在が不明のときを除き、「通知書」（様式第6号）により、あらかじめ理由を通知して当該推進委員

い。ただし、推進委員に対して通知をし、弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで、解嘱することができる。

3 (略)

4 公安委員会が推進委員を解嘱したときは、規則第1条第2項の規定に準じて、地域住民に対する周知等適当な措置を採るものとする。

5 (略)

に弁明の機会を与えなければならない。ただし、推進委員に対して通知をし、弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで、解嘱することができる。

3 (略)

4 警察署長は、公安委員会が推進委員を解嘱したときは、規則第1条第2項の規定に準じて、地域住民に対する周知等適当な措置を講ずるものとする。

5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第18条関係）

地域交通安全に関する意見書

年　月　日

静岡県公安委員会  
警 察 署 長 殿

地区地域交通安全活動推進委員協議会  
会長

道路交通法第108条の30第3項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動について次のとおり協議会の意見を申し出ます。

記

1 意見の内容

2 理由

3 参考資料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 附 則

- 1 この規程は、令和7年12月15日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の地域交通安全活動推進委員制度に関する規程の様式により提出されている意見書は、改正後の地域交通安全活動推進委員制度に関する規程の相当する様式により提出された意見書とみなす。